

※ 雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの届出をお願いします。

遡及取得確認に係る提出書類一覧

取得日から6ヶ月以上経過する場合《遡及新規設置を除く》



※雇入れが2年以上前で

本人から保険料を徴収している場合は、**入社時からの遡及取得**

本人から保険料を徴収していない場合は、**取得届の提出日から
2年前までの遡及取得**となります。

福岡西公共職業安定所 雇用保険課適用係

TEL092—688—9208

(H30.5)